

# 町税の滞納処分を強化しています

## 滞納処分までの流れ

### ○督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送します。それでも納付していただけない方へは、文書等による納税の催告を行います。



### ○財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。本人の承諾は必要ありません。



### ○滞納処分（財産差押）

催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（財産差押）を執行します。



### ○換価処分

財産を換価し、町税に充当します。

町税は、福祉・教育・ごみ処理・道路整備などさまざまな事業を進めるうえで、とても大切な財源です。町税（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）の滞納が増えると行政サービスの低下を招くことにもなりかねません。

このため、督促状や催告書等を送付しても納税相談もなく納付のない方に対しては、財産調査や差押を執行します。

また、納付誓約が不履行となった場合や、納付誓約中であっても完納が見込まれない場合も差押の対象となります。

今後も納期限内に納付している方との公平性を保つため、法に基づく各種財産の差押など厳しい対応も行いながら、滞納整理を促進していきますので、納期限内の納付について、ご協力をお願いします。

※財産調査や差押は本人の同意なく執行できます。

■お問い合わせ 税務課税務グループ

☎01392-2-3131

## 土地の概要

地目	宅地								
法令等の制限	<table border="1"> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>都市計画区域内</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>指定なし</td> </tr> <tr> <td>建ぺい率</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>容積率</td> <td>200%</td> </tr> </table>	都市計画区域	都市計画区域内	用途地域	指定なし	建ぺい率	60%	容積率	200%
都市計画区域	都市計画区域内								
用途地域	指定なし								
建ぺい率	60%								
容積率	200%								
接続道路の幅員等	町道浜通り4号線・浜通り5号線 幅員6.8m								
上水道	接続可								
下水道	未整備								
ガス	プロパンガス								

## 売却中の町有地一覧

	地番	面積 (㎡)	売却金額→免除後(万円)
1	字新道49番10	351.53	約184→約92
2	字新道49番11	351.53	約184→約92
3	字新道49番13	328.29	約172→約86
4	字新道49番14	328.29	約172→約86
5	字新道49番18	344.88	約180→約90
6	字新道49番19	344.88	約180→約90
7	字新道49番20	344.88	約180→約90

※価格は令和元年10月現在のものです。

## 町有地を買いませんか？

町では、町有地を分譲しています。新道地区の町有地については、住宅の建設がしやすいように宅地造成を行ったうえで分譲しており、詳細は左表のとおりとなっております。

なお、購入から1年以内に購入者本人が居住するための住宅を建設し、3年以上居住することが確認できる場合は、購入金額の半額を免除します。

また、土地の取得時に係る費用（登記・不動産取得税等）については、購入者の負担となりますので、ご了承ください。

そのほか、新道地区以外にも町有地の分譲箇所が数箇所ありますので、詳しくは左記までご連絡ください。

■お問い合わせ 建設水道課建設グループ

☎01392-2-3131

